

[遺族] 大槻 奏仁 氏（平成 27 年（当時 16 歳）、兄を交通事故で失う）

[要旨]

○事故の概要

兄が事故に遭ったのは、約 8 年前の平成 27（2015）年 2 月 27 日でした。当時兄は 17 歳、高校 2 年生の冬で、これから大学受験を迎える時期でした。学校から帰宅途中、自宅から数十メートル離れた交差点の横断歩道を渡りきる直前に、速度超過運転の車にノンブレーキで衝突され、42.7 メートル跳ね飛ばされました。急性硬膜下血種と脳挫傷、びまん性軸索損傷と診断され、3 か月の闘病生活の末、5 月 21 日についに亡くなりました。

当時の家族構成は、中学 3 年生の私と父と母、祖母、そして兄と、兄がどうしても飼いたいと事故の 4 か月位前から飼い始めた生後半年位の猫 1 匹でした。

たった数十分の、たった一瞬の出来事で、兄は一方的に命を奪われ、これまで幸せに暮らしていた私たち家族の生活の何もかもが壊されてしまったのです。

○事故後の心境について

事故があったと近隣住民の方からご連絡をいただき、真っ先に飛び出して行ったことは強く記憶しています。そして、緊急手術の待合室で待っていた時、兄の叫び声と思わしき鳴き声みたいなものが聞こえてきたことを鮮明に記憶しています。意識がない兄の病室で、何かのきっかけになるのではないかと兄の好きな曲を流し続けたこと、緊急アラームが鳴る度に看護師が入り出すのが怖かったことを覚えています。

そのような環境の中で、私には「申し訳なさ」という気持ちがありました。もうすぐ中学校の卒業式があり、事故の 2 週間後は兄の誕生日でした。兄の誕生日はいつも通りお祝いしようということになりましたが、病室でいつも通りお祝いなんかできるわけがありません。自分の卒業式も華やかな舞台になるはずだったのが、「自分だけこんなところにいるのか」という思いでした。「お兄ちゃんのところにいてあげなきゃいけないのかな」という思いが常にあり、引け目を感じていたというのが正直なところです。

兄が亡くなった後は、兄なしでの生活がこれからどうなっていくんだろうという不安と、「兄がいなくなったこと」について強烈に違和感がありました。ただ、立ち止まってばかりでもいけない、引きこもってはいけないという気持ちから、兄が亡くなってから 1 週間後位に高校に通うようになりました。ただ、全てにおいて、心のどこかに穴が開いたような気持ちになることが多かったと思います。

○裁判の状況と心境について

刑事裁判では、「被害者参加制度」を知り、自分も何か意見を伝えられることがあると思ひ、意見陳述をさせていただいたことがあります。その裁判での加害者は、当時高校 1 年生の僕でも腹を立てるくらいの対応だったことを強く覚えています。

加害者は「裁判中は趣味のパチンコ店で手を合わせた」と言いました。「ただの『事故』なのに、加害者、被告人と言われる自分の方がよっぽど被害者だ」という発言もありました。「どういうこと？ 『事故』かもしれないけれど、あなたが轢いたんですよ」と私は憤りを覚えました。最初から裁判に関わっていただけに、被告人に対する怒りもそれ相応にあったと記憶しています。

この被告人からは事故から刑事裁判、今日に至るまで謝罪も何も受けていないのに、法廷でだけ「謝罪の気持ちがあります、一生謝罪し続けます」と言われ、「せめてこちらに伝わるように謝罪の気持ちを見せてくれればいいのに」と思っていました。私たちは厳罰を求めているのですが、結局、執行猶予判決となりました。

また、署名活動をしていた時に、「お金が欲しいのか」という言葉を投げかけられたことがありました。遺族というのは、「亡くなった命は戻ってこない」ことは大前提であり、亡くなった人の「利益」ではなく「名誉」を守るために、せめてできる限りお金で替えようとしているということを、重ね重ねお伝えしたいと思います。

〇あったらいいと思う支援

母と祖母は、滋賀県警の被害者支援としてカウンセリングを受けていました。私も高校生の時に週1回程度で、苦しいことやつらいこと、ただ「今週は何があった」というようなことをスクールカウンセラーに聞いていただく機会を設けていただき、本当にありがたかったと思っています。

しかし、裁判を戦っていく中で、やはり知らなかったことも多くありました。弁護士によっても、加害者に寄り添う側の弁護士なのか、被害者に寄り添ってくれる弁護士なのか違いがあることが分かりました。最初にお願ひした弁護士はどちらかというに加害者寄りであり、あまりこちら側の意見に立ってくれない弁護士だったので、傷つけられたことがしばしばありました。その中で、たまたま他の交通犯罪被害者遺族とつながる機会があり、被害者に寄り添ってくれる弁護士もいるなど初めて知ることも多くありました。このような経験から、特に裁判では、どのように戦っていけばいいのか声掛けがあればよかったと思います。

私たちは本当に仲の良い家族だったのですが、兄の事故への向き合い方や裁判への向き合い方について、父親としては「早く忘れたい」「早く元の生活に戻したい」という気持ちが少なからずあったのですが、母親は「お兄ちゃんの名誉を守るために戦いたい」という思いで、夫婦間で仲違いがありました。僕は、「お父さんが入ってくれないのなら、僕が代わりにしゃべるから」と、刑事裁判で被害者参加制度を通じて参加しましたし、民事裁判に進んでいく中の示談にも積極的に入って行きました。今考えると、このような夫婦間で意見が違う時にどうすればいいのか、アドバイスがあればよかったと思います。

祖母は事件以降、引きこもることが多くなり、若年性アルツハイマーを患い 71 歳ながら特別養護老人ホームでお世話になっています。事故が原因で引きこもってしまった「こども」

ではなく「祖母」のような人が身近にいた場合、こどもはどう接すればよいのかアドバイスをいただければよかったですと思います。正直、私にとってはそれが一番の心残りです。

○いつでも支援の手を取れるような環境を

支援の手を握れていないこどもも少なからずいると思います。とにかく話を聞いてくれたり、裁判での戦い方を教えてくれるような機会があればいいと思います。できる限りその子がいつでも支援の手を取れるような環境を作ってあげてほしいと思います。

誰にも、被害者にも加害者にもなってほしくないのですが、もし加害者になった時は、誠実な対応をお願いしたいと思います。法廷でだけ「一生謝罪し続けます」と言って、被害者には何も言ってくれないというのは、本当に傷付くだけ、傷が更に深まってしまうだけです。被害者が回復しやすい環境作りもお願いをしたいと思います。

そして、犯罪被害者遺族、特に交通事故で顕著だと思うのですが、「事故じゃないか」とか「お金が欲しいのか」といった心ない言葉を浴びせるような社会であってほしくないと思います。